

特 記 仕 様 書

1. 本調達について

(1) 委託業務名

下関市生涯学習プラザ視聴覚室環境整備業務

(2) 履行期限

契約日から令和7年12月26日まで

(3) 業務目的

下関市生涯学習プラザの視聴覚室1において、視聴覚機器一式を導入するもの。

(4) 業務の実施場所

下関市細江町三丁目1番1号

下関市生涯学習プラザ

2. 本調達の要件

視聴覚機器の構成及び要件は以下のとおりとする。

(1) 基本要件

- ・全ての製品は新品であること
- ・本業務の範囲は、物品の納品及び機器設置（配線作業含む）、設定、試験調整、動作確認までとする。
- ・機器仕様、機器等操作説明等を遵守し、履行する上で必要になる全ての諸経費は受注業者の負担とする。
- ・物品納品及び機器設置作業の工程表等を事前に提出するなどして、日程について当市担当者と調整をはかること。
- ・物品納品及び機器設置作業において、万一設備等を破損させた場合は、受注業者の負担により原状復旧を行うこと。
- ・本業務の仕様書に記載のない場合でも、本システムが稼働するうえで必要となる物品については、全て調達に含むものとする。
- ・下関市又は下関市が指定する者の立ち合いの上で引き渡しすること。

(2) 物品の仕様及び台数

- 【別紙1】 下関市生涯学習プラザ視聴覚室1 視聴覚機器 一覧
- 【別紙2】 下関市生涯学習プラザ視聴覚室1 視聴覚機器 仕様表
- 【別紙3】 下関市生涯学習プラザ視聴覚室1 視聴覚機器 導入詳細図
のとおりとする。

(3) 物品の納品及び機器設置の要件

- ・視聴覚室1全域で【別紙1】の「10. ワイヤレスマイク（ハンド型）」及び「11. ワイヤレスマイク（タイピン型）」が使用できること。
- ・機器を導入する際には、【別紙2】の仕様に基づく機器を納品し、一部の機器については【別紙1】の「14. EIAラック」に収納して運用できるよう機器設置を行うこと。
収納する機器については、【別紙3】を参照すること。
- ・HDMI、RGB+オーディオ、XLR3-31端子を各1つずつ有するパネル（【別紙3】において「ラック用中継接続パネル」として記載）を【別紙1】の「14. EIAラック」に1つ設置し、今回導入する各視聴覚機器へ接続すること。
接続先及びラックでの設置場所については【別紙3】を参照すること。

3. 完成時提出書類（各2部）

- ・業務完了報告書
- ・業務写真（完成、施行中、施工前）
- ・その他市が指示するもの

4. その他

- ・履行に際しては、市の指示に従うこと。
- ・安全及び環境に十分配慮して実施すること。
- ・その他協議が必要な事項が発生した場合は、市と随時、遅延なく協議の上解決し業務を行うものとする。
- ・本特記仕様書と別に、【別紙4】特記仕様書（環境編簡易）及び【別紙5】下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。
- ・業務に際して、関係法令を遵守すること。